

# 令和元年度「神戸の新品」認定にかかる申請手続き (公募要領)

## 1. 認定事業の目的

神戸市では、平成19年度から「神戸の新品認定制度」を実施し、市内の中小企業等が開発した新品をPRすることで、販路開拓を支援しています。

このたび、この認定制度の対象となる商品を募集します。

## 2. 認定手続きの概要

新品の生産や提供によって新たな事業分野の開拓を図ろうとする事業者から認定申請を受け付け、申請商品説明会を設けて商品の新規性等の質疑応答を経て、「神戸の新品」として認定を行い、公表します。

## 3. 申請の要件

### (1) 申請者の要件

- ① 神戸市内に事業所を置く中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する者）または個人事業者
- ② 神戸市内に事務局をおく中小企業団体、又はその構成員

### (2) 対象となる新品

以下の①から⑥のいずれかに該当する製品・役務。

- ① 商品の基本特性にかかる特許を取得した新品
- ② 神戸ベンチャーファンドの投資対象になった事業に係る新品
- ③ 市又は市から委託ないし補助を受けて企業の新品開発等を支援する機関・団体からの助成や支援を受けて開発された新品  
(例) ・神戸挑戦企業等支援補助制度の対象となった新品  
・神戸リエゾン・ラボ等での技術・工業デザイン相談を受けて開発した新品  
・(公財)新産業創造研究機構(NIRO)の技術移転事業を活用した新品 等
- ④ 神戸市内の大学との共同研究開発による新品
- ⑤ 兵庫県をはじめ、他自治体から「新品」の認定を受けた新品
- ⑥ その他、市長が特に必要と認める新品

### (3) 認定の要件

以下の①から④のいずれにも該当すること

- ① 新規性  
既存のものとは異なる新規性・独創性が認められること（販売開始から概ね5年以内の商品を想定）
- ② 有益性  
技術の高度化や経営能率の向上、住民生活の利便の増進に寄与すること
- ③ 実現性  
商品の生産・提供方法や実施に必要な資金の額、その調達方法が新品の生産・提供による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切であること
- ④ 公共性  
実施計画が公序良俗や関係法令に反するおそれがないこと

#### 4. 認定期間

認定の日から起算して5年間

#### 5. 認定による効果

- (1) 市ホームページやパンフレット等を通じて、一般の方々や関係機関にPRします。
- (2) 認定された新商品を神戸市が発注する際、随意契約による購入の対象になります。  
(必ずしも購入を保証するものではありません)

#### 6. 募集期間・場所

- (1) 募集期間：令和元年10月8日（火曜）～令和元年11月7日（木曜）17時まで
- (2) 提出場所：神戸市経済観光局経済政策課  
(神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階)

#### 7. 応募方法

所定の認定申請書および実施計画書に必要事項を記入し、添付書類とともに、郵送またはご持参ください（郵送の場合は11月7日必着です。）。

申請にかかる要領および応募書類は10月8日（火曜）より経済観光局経済政策課及び神戸市産業振興財団で配布するほか、神戸市ホームページ（下記URL）よりダウンロードできます。

URL:<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/industry/shinsyouhin/>

#### 8. 提出書類

以下の①～④を1セットにし、正本1部と副本6部を提出してください。⑤～⑦については1部を提出してください。

- ① 神戸の新商品認定に係る申請書（様式第1号）
- ② 実施計画（様式第2号）
- ③ 直近2営業期間の決算書又は営業報告書、貸借対照表、損益計算書  
(これらの書類がない場合にあっては直近1年間の事業内容等の概要を記載した書類)
- ④ その他新商品に関する資料（パンフレット等）
- ⑤ 定款及び登記事項証明書（法人に限る）（発行後、3ヶ月以内のもの）
- ⑥ 法人市民税納税証明書
- ⑦ 消費税の納税証明書（様式その3、その3の2、その3の3のいずれか）

#### 9. 認定方法等

書類審査及び申請商品説明会を経て、市長が「神戸の新商品」としての認定を行います。

申請商品説明会では、申請者からの商品説明を行って頂きます。説明後、市職員、学識経験者、弁理士等より商品の新規性、有益性、実現性、公共性に関する質疑応答を行います。このため、申請者は必ず出席してください（申請商品説明会開催時期は12月中を予定しており、概ね1ヶ月前には日時等について連絡いたします。また、申請商品説明会に出席されない場合等は辞退されたものとみなします）。

なお、申込多数の場合は、事前に書類選考を行います。

#### 10. 問い合わせ先

神戸市経済観光局経済政策課企画係

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階

電話：078-984-0331

FAX：078-984-0337